

平成 22 年度 青少年健全育成事業の助成団体募集要項

1 助成の趣旨

財団法人「愛山青少年活動推進財団」は、明治 14 年以來毛利家や山口県出身の有志からの基金等で、次代を担う青少年の育成に携わってきた伝統を受け継ぎ、平成 6 年 5 月新たに設立された財団（主務官庁 山口県社会教育・文化財課）です。

以來当財団は、新しい時代を拓く子供達が、地域の自然や社会、歴史や文化に関わる体験活動を通じて心身共に健全に成長されることを願い、県内諸団体が自主的に実施する青少年育成事業に対し、事業費の一部を助成するものです。

2 助成の対象事業

- (1) 心身共にたくましい青少年を育成するための活動に関する事業
 - ア スポーツ、体験活動などによる青少年のための健全育成事業
 - イ 奉仕・道徳、社会・自然などの青少年の徳性や感性の涵養に関わる事業
- (2) 山口県に関わる先賢の顕彰、又は歴史の伝承普及のための活動に関する事業
 - ア 先賢の顕彰や郷土の歴史、文化、人物などに関する研究事業
 - イ ふるさとの風俗・習慣、伝統芸能などの伝承普及事業

3 助成の対象としない事業

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 宗教活動を目的とした事業
- (3) 政治上の問題に関連する事業
- (4) 助成対象事業への青少年の参加者が原則として 20 名未満の事業

4 助成金交付の条件

- (1) 助成金の額は、当財団の年度予算の範囲内で、上記 2 に定める事業に要する総経費の 3 分の 1 以内で、原則として 10 万円以内とする。
- (2) 助成対象事業の執行に当たっては、当該事業に財団名を明記する。
- (3) 毎年、継続実施する事業の助成については、原則として 3 年間を限度とする。

5 助成金の交付申請

- (1) 助成金の交付を希望する団体は、事前に電話連絡等により交付希望を申し出ること。
- (2) 申し出のあった団体には、財団より「青少年活動推進事業助成金交付要綱」及び申請書〔様式 1 号～4 号〕を直接送付する。
- (3) 交付希望団体は、交付要綱・申請書を確認の上、申請書（第 1 号様式）に A4 用紙 2 ページ程度にまとめた「事業計画の概要と収支予算書」を添えて提出のこと。
- (4) 助成金交付の決定（可否）の通知は、5 月末の予定。

6 申請の締切日

平成 22 年 4 月 30 日（金）必着（期限厳守のこと）

7 申請書の提出先

〒753-0083 山口市後河原 25 番地（愛山会ビル）

（財）愛山青少年活動推進財団 事務局 Tel 083-932-2660・Fax 083-932-2659

（担当 古川安代）